

令和3年度 奈義町奨学生募集要項

1. 目的

- 経済的理由で就学が困難な学生に対する育英金貸付制度です
- 奨学生の皆さんが将来、地元で活躍されることを願って、町が行う制度です

2. 申込資格（次のいずれにも該当する方）

- 奈義町に保護者等が居住する学生
- 学校教育法に定める大学（短期大学、大学院を含み、通信は除く）又は専門学校に在学する学生

3. 貸付額

月額50,000円以内（年額上限600,000円）、無利子

4. 選考方法

奈義町育英金審査委員会の審査により選考します。

5. 育英金の貸付期間

貸付決定の日の属する年度からその人の在学する学校の最短修業年限の終期まで。

6. 育英金の交付

育英金は、5月、8月、11月、2月にそれぞれ3ヵ月分を申請者に直接交付します。

7. 申込方法

提出書類

- ① 奈義町育英金貸与申請書兼奨学生調書（様式第1号）
- ② 成績証明書
- ③ 在学証明書
- ④ 本人及び学資の主たる負担者の住民票の謄本
- ⑤ 世帯全員の所得証明書（「令和元年分の所得証明書」及び、「令和2年分源泉徴収票の写し」又は「確定申告書の控えの写し」等）
- ⑥ 完納証明書（本人及び学資の主たる負担者が属する世帯全員に町税等の滞納がないことを証明する書類）

所得制限基準

次のとおり世帯全員による所得制限があります。

世帯人数	所得金額
2人世帯	300万円
3人世帯	360万円
4人世帯	420万円
5人世帯	480万円
6人世帯	520万円
6人を超える場合	1人につき40万を加算

申込受付

〒708-1323 岡山県勝田郡奈義町豊沢327-1（文化センター内）
奈義町教育委員会 学事課 電話（0868）36-4195

申込期間

令和3年4月1日（木）～ 令和3年4月23日（金） 必着

8. 採用決定及び通知

- 奨学生の採用は、奈義町育英金審査委員会の選考を経て町長が決定します
- 採用又は不採用については、申請者に通知します

9. 連帯保証人

採用が決定し、貸与を受ける際には、連帯保証人2名（父母等1名、本人・父母等と世帯を別にし、独立の生計を営み、いつでも本人と連絡のできる者1名）が必要です。

10. 育英金の返還

貸与終了年度から1年の猶予の後、貸与期間の3倍の期間内に返還の義務が生じます。育英金は、後輩の育英金として直ちに活用される重要なものです。育英金の貸与終了に当たって「借用証書兼返済契約書」を提出いただきます。なお、奨学生が育英金の返還を履行しない場合、法律（民法）に基づき奨学生に代わって連帯保証人が返還を履行する責任を負うことになります。

11. 返還の免除及び猶予

- 奨学生が災害、疾病、死亡等で育英金を返済することが困難な場合免除
又は猶予あり
- 奨学生が大学等を卒業後、貸与期間に1年を加えた期間、奈義町に居住した場合、育英金（最大1/2）の免除あり